

# 鳥取縣公報

## 規 則

### 鳥取縣規則第二十二號

鳥取縣牛籍規則を次のよりに定める。

昭和二十二年九月十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

#### 鳥取縣牛籍規則

第一條 市町村農業會長は別記様式によつて牛籍簿を備へ、その市町村内の牛を登録しなければならぬ。

第二條 牛を所有又は管理し、若くは飼養を生産したとき並びに斃死、亡失、賣買、交換又は管理を廢したときは、七日以内に市町村農業會長に届出でなければならぬ。亡失のものを發見した時も亦同じく届出しなければならぬ。但し賣買又は交換したときは家畜市場を経由したことを證明する書類を提出しなければならぬ。

本報ノ大キサハ規定紙幅ニ依リテ

昭和二十二年九月十二日  
第千八百四十二號

金 曜 日

第三條 市町村農業會長は豫じめ所屬鳥取縣農業會支部長と協議の上で検査期日を定め、検査員を選定して毎年一回以上その市町村内における牛の検査を行い、牛籍簿と照合しなければならぬ。

牛の所有者又は管理者は前項によつて必ずその検査を受けなければならぬ。牛が疾病に罹り、若しくは他の不可避な事故によつて検査を受けることが出来なるときは、豫じめ市町村農業會長に届出でして指示を受けなければならぬ。

鳥取縣農業會支部長は第一項の検査期日にその技術員を立會わせなければならぬ。

第四條 牛の所有者又は管理者が他の市町村に遷居したときは、十日以内に市町村農業會長に牛籍簿除及び登録の申告をしなければならぬ。

附 則

鳥取縣公報 毎週 曜日發行 (休日は除外) 昭和二十二年九月十二日 第千八百四十二號 (昭和四年四月十五日) 第三編 官報 第一三三號





敷を記入すること。

鳥取縣種畜生産検査員證票雛形

表 2寸2分  
第 號昭和 年 月 日交付  
鳥取縣種畜生産検査員證票  
鳥取縣印  
公 職 氏 名

鳥取縣種畜生産検査規則抜萃

第五條 種畜の生産検査は所屬鳥取縣農業會支部の検査員がこれを行ふ。検査員が検査に従事するときは、別證雛形の種畜生産検査員證票を携帯しなければならない。  
第六條 疾病傷害その他不可抗力の事由により、検査を受けることができないときは、市町村農業會長の證明書を添付して豫じめ検査員に届出なければならぬ。  
第十二條 前條によつて交付又は装着した検査證若しくは耳標は生後滿一年に達する迄は亡失又は故意に離脱することができない。  
前項の期間内に亡失又は脱落した場合は、直ちに所

屬の生産検査員に届出で再交付又は装着を受けなければならぬ。  
第十三條 検査を受けないものには、本則による耳標又はこれに紛わしい標識を附することができない。

鳥取縣規則第二十四號

鳥取縣有種牝牛貸付規則を次のように定める。  
昭和二十二年九月十二日  
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣有種牝牛貸付規則

第一條 優良種牝牛の普及統制を圖り、産牛の改良を促進するために、本則によつて種牝牛の貸付を行うものとする。  
第二條 種牝牛の貸付は鳥取縣農業會を主体とする。  
第三條 鳥取縣農業會種牝牛の貸付を受けようとするときは、第一號様式により、毎年三月末日迄に知事に申請しなければならない。但し止むを得ない事情のある場合は、隨時申請を受理することができる。  
第四條 種牝牛の貸付を受けたときは、直ちに第二號様

式の借受證を提出しなければならない。

管理人を置いた場合、その住所氏名を届出でなければならぬ。それを變更したときも亦同じく届出でなければならぬ。

第五條 種牝牛の貸付期間は、貸付の日より滿三年とする。但し借受者が中途で變更した場合は、その前後を通じ三年とする。

第六條 種牝牛の貸付を受けた者は、使用料としてその種牝牛の購入價格に年利率五分の利息を加算した金額のその年分を毎年縣の指定する期日に納付しなければならない。但し知事必要と認めるときは、貸付期間中一時に全額を納付させることができる。この場合には前項の利息は加算しないものとする。  
第七條 種牝牛の貸付を受けた者は、飼養管理借受その他第二項使用料の外種牝牛に関する飼養管理借受その他一切の費用は借受者の負擔とする。

第七條 種牝牛の貸付を受けた者は、借受期間内に自己の都合によつてこれを返納することができない。  
第八條 貸付した種牝牛の種付成績が不良となり、又は

疾病その他事故によつて廢用し、若しくは種牝牛検査に不合格となつたときは、その年分の使用料は月割計算で定める。

前項の事由が借受者の善良な管理方法によつて生じた場合は、廢牛賣却代金をその使用期間に按分して借受者に交付する。

第九條 種牝牛が貸付期間内に斃死したときには、生前の評價額によつて辨償させ、その年の使用料は月割計算で納付させる。但し不可抗力又は善良な管理者としての注意による場合はこの限りでない。

第十條 貸付した種牝牛は、使用料完納のものに限り、その貸付期間満了の後無償で借受者に交付する。

第十一條 種牝牛の借受者は、飼養管理上の指示その他必要な命令に従わなければならない。

附 則

この規則は昭和二十二年五月三日からこれを適用する。

鳥取縣規則第二十五號

鳥取縣種畜買収縮規則を次のように定める。



二、血統の明確であること。

第五條 検査に合格した種牡豚には、左耳に別記第二號様式の耳標を附しその所有者又は管理者に別記第三號様式の證明書を交付する。

第六條 種牡豚證明書の効力は滿一箇年とする。

前項の期間内でも、疾病その他の事故により種牡豚として不適當と認められたときは、證明の効力を停止し又は取消しすることができる。

第七條 種牡豚は検査の結果次の三種に分ける。

一、甲種 縣一圓を種付區域とするもの。

二、乙種 指定された郡市を種付區域とするもの。

三、丙種 指定された町村を種付區域とするもの。

乙種及び丙種はその區域以外で種付に使用することはできなす。

第八條 種牡豚の種付を爲すときは、その所有者又は管理者は證明書を携帯しなければならなす。

當該公吏又は種付を受けようとするものから前項の證明書の閲覧を請求されたときはこれを拒むことができ

なす。

第九條 左の場合には種牡豚の所有者又は管理者は、十日以内に耳標を添えて證明書を知事に返納しなければならなす。

一、證明書の有効期間満了したとき。

二、種牡豚斃死したとき。

三、種牡豚の用を廢したとき。

四、證明書の効力を停止若しくは取消しされたとき。

第十條 種牡豚の所有者若しくは管理者に異動を生じ又は住所氏名を變更したときは、所有者又は管理者は舊證明書を添付して證明書の書換を依頼しなければなら

ない。但し種牡豚の所有者に異動のあつた場合に限り

讓渡人と連署し書換を依頼しなければならなす。

證明書又は耳標を毀損又は亡失したときは、十日以内にその書換又は再交付を知事に依頼しなければなら

ない。但し證明書書換の場合は舊證明書を添付しなければならなす。

第十一條 種牡豚の所有者又は管理者は種付帳簿を作製

し、種付年月日及びその牝豚所有者の住所氏名を記載しなければならなす。

前項牝豚の所有者がその生産した仔豚の血統證を請求したときは、種牡豚の所有者又は管理者に遅滞なくこれを交付しなければならなす。

第十二條 知事は當該公吏をして種牡豚の飼養管理並びに種付の成績について、隨時監督検査を行わせることができる。

種牡豚の所有者又は管理者は前項の検査を拒むことができない。

第十三條 本則により知事に差出す書類は所屬鳥取縣養業會支部を経由しなければならなす。

附 則

この規則は昭和二十二年五月三日からこれを適用する。

第一號様式

種牡豚検査願

一 種 類

一 名 稱

一 生年月日

一 生産者の住所氏名

一 血 統

右御検査せられたる

年 月 日

所有者(又は)住所氏名 國

知 事 宛

第二號様式(耳標)



直徑五分

第三號様式

縦四寸 横一寸五分



種 第 號

鳥取縣種牡豚證明書

所有者(又は)住所 氏 名

所有者何々管理者

一、種類、名號

一、生年月日

一、種付區域

右は種牡豚であることを證明する

年 月 日

縣 國

(表)

検査年月日

有効期限

職 氏 名 印

検査員

鳥取縣規則第二十七號

鳥取縣種鶏取締規則を次のように定める。

昭和二十二年九月十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣種鶏取締規則

第一條 本則で種鶏とはその生産せられた卵を人工孵化業者に販賣する目的をもつて飼養する鶏をいう。

第二條 種鶏を飼養しようとする者は申請書を鳥取縣農業會を経て知事に提出しなければならない。

鳥取縣種畜場の委託したものは、同場長の委託證明書を添付しなければならない。

第三條 前條の申請により知事適當と認めるときは種鶏場の指定をする。

前項の指定を受けたものは、鳥取縣指定種鶏場と稱し別記第一號様式の指定證を交付する。

前項の種鶏場はその内容により甲種種鶏場、乙種種鶏場の二に分ける。

第四條 指定種鶏場の飼養鶏に對しては、毎年一回以上

種鶏検査員に検査を行わせる。

種鶏検査員は鳥取縣若しくは鳥取縣農業會職員中より知事が任命又は委嘱する。

第五條 種鶏検査は鶏の血統、能力、体型及び管理について行い、合格した鶏には別記第二號様式の種鶏合格證を交付する。

前項の検査に合格した種鶏より生産した卵でなければこれを孵化の用に供することができない。

第六條 指定種鶏場で生産した卵を種卵として販賣しようとするときは、鳥取縣農業會の指示に従わなければならない。但し特別の事由により知事の許可を受けた場合はこの限りでない。

鳥取縣農業會が指定種鶏場の生産種卵に對して指示しようとする場合は、豫じめ知事の承認を受けなければならない。

第七條 指定種鶏場の所有者又は管理者は毎年六月末日及び十二月末日現在の種鶏飼養羽数を、別記第三號様式により鳥取縣農業會を経て知事に報告しなければならない。

らなす。

第八條 指定を受けた者が種鶏場を中止又は廢止しようとするときは、鳥取縣農業會を経て豫じめ知事の承認を受けなければならない。

第九條 知事は指定種鶏場に對して必要な指示及び報告書を徴し、又は當該公吏に取締上必要な検査を行わせることができる。

第十條 指定種鶏場の經營不適當と認めるとき、若しくは種鶏取締上必要であると認めるときは種鶏場の指定を取消しすることができる。

附 則

この規則は昭和二十二年五月三日からこれを適用する。

第一號様式

第 號

鳥取縣種鶏場指定證

所在地 郡市 町村大字 番地

管理者 氏 名

右は指定甲(乙)種種鶏場であることを證明する。

鳥 取 縣 國

00303

第二號様式

第 號

鳥取縣種蜂検査合格證

郡 村大字

管理者

種 性 合格羽數

右は種蜂検査の結果合格したことを證明する。

鳥 取 縣 圖

第三號様式

種蜂飼育羽數報告書

| 種 年 令 | 羽 數 |   | 備 考    |
|-------|-----|---|--------|
|       | 雄   | 雌 |        |
|       |     |   | 月 日 孵化 |
|       |     |   | 月 日 孵化 |
| 計     |     |   | 月 日 孵化 |

右の通り種蜂飼育羽數報告致します

年 月 日

種蜂場管理者住所 氏 名

鳥取縣知事殿

鳥取縣規則第二十八號

鳥取縣養蜂取締規則を次のように定める

昭和二十二年九月十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣養蜂取締規則

第一條 本則で養蜂と稱するのは、蜜蜂を飼育し蜂蜜を採取する行為をいひ、轉飼と稱するのは蜜源を求めて季節的に場所を移轉して蜜蜂を飼育し蜂蜜を採取する行為をいう。

第二條 養蜂をしようとする者は、様式第一號による届出を養蜂しようとする場所の市町村農業會及び所屬鳥取縣農業會支部を経て知事に提出しなければならない。巢箱の數に異動のあつたときも亦同じく提出しなければならない。

第三條 轉飼をしようとする者は知事の認可を受けなければならぬ。

前項の認可を受けようとする者は別記第一號様式による申請書を轉飼しようとする場所の市町村農業會及び

00304

所屬鳥取縣農業會支部を経て知事に提出しなければならない。

轉飼しようとする場所若しくは期間を變更又は巢箱の數に異動のあつたときも亦同じく知事に提出しなければならない。

第四條 養蜂又は轉飼を中止若しくは終了しようとするときは、中止若しくは終了期日前迄に知事に届出でなければならない。

前項の届出をしようとする者は別記第二號様式による届出書を養蜂又は轉飼を中止又は終了しようとする場所の市町村農業會及び所屬鳥取縣農業會支部を経て知事に提出しなければならない。

第五條 知事が必要であると認めるときは鳥取縣内で生産した蜂蜜の集出荷又は配給について必要な命令を行うことができる。

第六條 本則違反したとき又は鳥取縣内養蜂に障礙を及ぼす虞のあるときは、知事は第三條による認可を取消し又は巢箱の撤去を命ずることができる。

附 則

この規則は昭和二十二年五月三日からこれを適用する。

第一號様式

養蜂届出書(轉飼許可申請書)

養蜂(轉 養蜂)巢箱(轉飼)蜂の養蜂(轉飼)主なる 摘要

飼(場)所箱數一個當り平均框數種類養定期間蜜 源

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

右の通り養蜂致したいので鳥取縣養蜂取締規則第一條の規定により御届致します(右の通り轉飼致したいので御許可願いたく鳥取縣養蜂規則第三條の規定により申請致します)

昭和 年 月 日

本籍地 現住所

氏 名

鳥取縣知事殿



第九號様式

養蜂(轉飼)中止(終了)届出書

|        |        |        |     |    |
|--------|--------|--------|-----|----|
| 養蜂(轉飼) | 養蜂(轉飼) | 養蜂(轉飼) | 蜜源別 | 摘要 |
| 所期     | 間東箱數   | 採蜜量    |     |    |

右の通り養蜂(轉飼)中止(終了)致しましたから鳥取縣養蜂規則第四條の規定により御届出致します

昭和 年 月 日

本籍地

現住所

氏名

鳥取縣知事殿

鳥取縣規則第二十九號

鳥取縣有農用役牛貸付規則を次のように定める。

昭和二十二年九月十二日

鳥取縣知事 西尾 愛治

鳥取縣有農用役牛貸付規則

第一條 無畜農家の解消を圖るためこの規則により縣の

保管する農用役牛(以下役牛という)を縣農業會、農地開發營團その他適當と認める団体にたいして貸付する。

第二條 前條の團體で役牛の貸付を受けた者は主として開拓地入植者、海外引揚農家、戰爭遺家族等の無畜農家に貸付しなければならない。

第三條 役牛の貸付を受けた者は毎年二月十五日までに別記第一號様式による申請書を知事に提出しなければならない。

第四條 役牛の貸付期間は牝牛は二年、牝牛は四年以内とする。但し貸付後知事が必要と認めるときは貸付期間を變更することができる。

第五條 役牛の貸付を受けた者は速かに飼養管理の場所を知事に報告しなければならない。

これを變更したときも同じく報告しなければならない。

第六條 貸付役牛の貸付期間が満了したとき又は貸付期間中知事が必要と認めるときは、牝牛は購入原價又は時下で拂下げ牝牛はその初生體にして生後四ヶ月以上

00306

のものを返納せしめることによつて無償拂下げをする。但し貸付した牝牛が不妊等の事由ある場合は購入原價又は時價で拂下げることがある。

最終借受者が前項の購入原價又は時價を支拂うことに甚しい困難があると知事が認めるときは、借受者の申請によりその支拂うべき金額を減免することがある。

第七條 貸付役牛が失踪、盜難、斃死その他重大な事故を生じたときは、借受者にたいして購入原價又は時價の五割以内で事故補償金を交付する。

第八條 貸付役牛の受領又は返納は知事の指定する期日及び場所で行い、これに要する一切の費用は借受者の負擔とする。

第九條 貸付役牛が失踪、盜難、斃死その他重大な事故を生じた場合は、直ちにその旨を知事に届け出でなければならぬ。

前項斃死の場合は獸醫師の診斷書又は検案書を添付しなればならぬ。

借受者(最終借受者を含む)の故意又は重大な過失に

よつて縣に損害を與えた場合はその金額を賠償させる。第十條 借受者は別記第二號様式により帳簿を備え貸付役牛の出納その他重要な事項を記載しなければならない。

第十一條 借受者が本規則に違背し又は貸付役牛の飼養管理を怠つたときは貸付役牛の返納を命ずることがある。

此の場合借受者はこれによつて生じた損害の賠償を請求することはできない。

附 則

この規則は公布の日からこれを適用する。

第一號様式

農用役牛貸付申請書

|        |   |   |
|--------|---|---|
| 一、役牛   | 牝 | 頭 |
| 一、借受期間 | 牝 | 年 |
|        | 牝 | 年 |

有農用役牛貸付規則により貸付を受けたいので次の事

項とたんに申請致します。

年 月 日

借受者 團 名

鳥取縣知事 殿

開拓地入植者、海外引揚農家、戰爭遺家族等を主体とする無畜農家解消計畫。

二、役牛貸付に關する規則その他參考となるべき事項。

第二號様式

借 受 臺 帳

管理場所 郡村大字番地 氏 名

|      |         |       |           |
|------|---------|-------|-----------|
| 貸付番號 | 號       | 借受期間  | 自昭和 年 月 月 |
| 名 性  | 號       | 引取場所  | 年 月 月     |
| 生年月日 | 年 月 日 生 | 購入價格  |           |
| 毛色及  |         | 又は時價  |           |
| 特 徵  |         | 家畜保險加 |           |
| 産 地  |         | 入年月日  |           |
| 血 統  |         | 保險金額  |           |

鳥取縣規則第三十號

鳥取縣特選牝馬検査規則を次のように定める。

昭和二十五年九月二十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣特選牝馬検査規則

第一條 鳥取縣特選牝馬検査條例第一條の規定により牝馬の検査を受けんとする者は別記第一號様式の検査請求書を知事に提出しなければならない。

第二條 前條の請求があつたとき知事は検査委員をして別に定める標準により實地審査をなすしめこれに合格したものは別記第二號様式の特選牝馬指定證明書を交付する。

第三條 特選牝馬指定の有効期間は一ケ年とする。

第四條 特選牝馬の指定に當つてはその体型資質及び繁殖成績の優劣によつて特別級、一級、二級に區分する。

第五條 左に掲げる馬は特選牝馬に指定しない。

- 一、輕種及輕半血種に屬する馬
- 二、喘鳴症、無色素眼その他遺傳性欠点のある馬

三、家畜傳染病預防法第一條第一項に規定する傳染病若しくは馬の傳染性貧血に罹り又は罹つた疑いのある馬

四、顯著な惡癖のある馬

五、種付に供用する意欲のない馬

第六條 検査の期日場所區域その他必要事項は豫じめこれを告示する。

第七條 検査委員は三名とし知事これを任命又は委嘱する。

第八條 検査委員検査を完了したときは別記第三號様式の検査成績報告書を知事に提出しなければならない。

第九條 特選牝馬の所有權に移動のあつたときは新所有者から指定證明書の移動證明を知事に請求しなければならない。

指定證明書を汚損又は滅失して書換字は再交付を請求する者があるときは調査の上「再」字を記入して證明書を交付する。

第十條 指定馬分統したときは三十日以内に別記第四號

様式によつて知事に届けなければならない。

第十一條 指定馬の産駒に對しては別記第五號様式の特選牝馬産駒證明書を交付する。

第十二條 指定馬斃死又はこれを屠殺處分したときは指定證明書を添へ十日以内にその旨知事に届け出でなければならない。

第十三條 指定馬を除外へ移出せんとするときは豫じめ知事の承認を受けなければならない。

第十四條 特選牝馬の指定に關して虚偽又は不正の行爲のあつたとき若しくはこの規則に違反したときはその指定を取消し指定證明書の返納を命ずることが出来る。

第十五條 この規則によつて提出する書類は鳥取縣馬匹組合を経由しなければならない。

附 則

この規則は公布の日からこれを施行する。



昭和 年 月 日 特選牝馬検査成績表〇〇村

|            |          |    |              |     |             |
|------------|----------|----|--------------|-----|-------------|
| 合資格<br>否区分 | 出場<br>番號 | 馬名 | 種毛年産<br>類色令地 | 父血統 | 所有者<br>住所氏名 |
|            |          |    |              |     |             |
|            |          |    |              |     |             |
|            |          |    |              |     |             |
|            |          |    |              |     |             |
|            |          |    |              |     |             |
|            |          |    |              |     |             |
|            |          |    |              |     |             |
|            |          |    |              |     |             |
|            |          |    |              |     |             |

第四號様式

駒 生 産 届

馬名及性  
種 類  
生年月日  
毛色及特徴  
産 地  
生産者住所氏名

一、血統

父 種類名稱  
母 種類名稱(第 級)

父 種類名稱  
母 種類名稱(第 級)

右生産致しましたから御届致します。

昭和 年 月 日

生産者住所氏名

第五號様式

特選牝馬産駒證明書

馬 名 號

性 種 類 毛 種 毛

特 徵

生年月日 年 月 日

産 地 郡市 町村

生産者 郡市 町村 氏

鳥取縣規則第三十一號

食糧管理法施行令第十一條の五の規定により甘藷の移動制限規則を次のように定める。

昭和二十二年九月十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣甘藷移動制限規則

第一條 この規則で甘藷とは生甘藷並に切干甘藷及甘藷粉を謂う。

第二條 甘藷は左に掲げる場合を除く外は之を輸送し又は之につき輸送の委託をし若しくは輸送の委託を受けることが出来ない。

血統

父 種類名稱  
母 同右(第 級)

父 種類名稱  
母 同右(第 級)

右 證 明 する。

昭和 年 月 日

鳥 取 縣 知 事 西 尾 愛 治

鳥取縣知事 西尾愛治

- 一、生産者、市町村農業會其の他の者が政府に賣渡しするに伴つて輸送又は輸送の委託をするとき
- 二、政府若しくは縣食糧管團より甘藷の賣渡しを受け又は輸送、加工等の委託を受けた者、又は政府の指示によつて甘藷の賣渡し若しくは販賣の委託を受けた者が其の甘藷を輸送し又は之につき輸送の委託をうけたとき
- 三、旅行又は贈與行為に伴つて甘藷を携行するものにして其の數量が一人當り生甘藷は貳貫以内、切干甘藷又は甘藷粉は各々五百匁以内但し一回一品目に限る。
- 四、住居の移轉に伴つて移動するものにして其の數量が當該世帯の現に保有する數量
- 五、甘藷の保管又は貯藏場所の移轉、移築等によつて當該甘藷を移動輸送するとき
- 六、縣下を通じて甘藷の政府買入割當量の賣渡しが完了し別に知事の指示したとき
- 七、其の他特別の事由によつて甘藷の輸送又は其の委託

託について知事の許可を受けたとき  
附則  
本規則は公布の日からこれを施行する。

告示

鳥取縣告示第百九十九號

農林水産業調査員を次のように任免した。

昭和二十二年九月十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

裁任者 解任者 職務執行の區域 任免年月日

後藤彰信 吉田定一 氣高郡中郷村 昭和二十二年 八月十五日

堀 淨浩 井上喜司 八頭郡賀茂村 同 八月十五日

岡垣忠芳 横山吉一 同 同

中村久平 山根義男 同 同

前田梅吉 東伯郡下中山村 同 同

田中 定 同 同

橋井好知 西伯郡光徳村 同 八月二十三日

石田數義 日野郡日野村 同 八月二十二日

朝田禮次 門前竹雄 西伯郡殿村 同 八月二十七日  
塚崎 博 塚崎朝一 同 同  
大山忠壽 妹山登一 同 同

鳥取縣告示第四百號

助産婦名簿に次の者を登録した。

昭和二十二年九月十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 八頭郡八上村大字曳田九二三

現住所及開業地 米子市加茂町二丁目七〇 樺籠一方

昭和二十二年九月四日第一、二二三號

太 田 キノ子

明治四十年八月一日生

本籍地 鳥取縣仁多郡島上村大字竹崎一、五二七

現住所及開業地 東伯郡竹田村大字木地山六九二

昭和二十二年九月四日第一、二二四號

大庭 美 枝

大正十一年九月十日生

鳥取縣告示第四百一號

助産婦名簿登録事項中次のように訂正した

昭和二十二年九月十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

前本籍地 八頭郡智頭町大字市瀬一、九六四

現本籍地 同 一、八九三

前住所及開業地 同 一、九六四

現住所及開業地 同 智頭一、七六三

昭和二十二年八月二十日婚姻により本籍住所並開

業地を變更し助産婦名簿訂正方願出たので昭和二

十二年九月八日訂正

原 田 きみゑ

大正十五年三月三十一日生

前本籍地 米子市車尾五五一

現本籍地 同 七八九

前住所及開業地 西伯郡宇田村大字車尾五三三

現住所及開業地 米子市車尾七八九

昭和二十二年八月二十一日婚姻により前姓「吉川」

を「菅本」に並に本籍住所開業地變更により助産  
婦名簿訂正方願出たので昭和二十二年九月八日訂  
正 菅 本 清 子  
大正九年三月十四日生

鳥取縣告示第四百二號

昭和二十二年九月十七日執行の縣食糧調整委員會選

舉について立候補届出の公示は次の方法による。

昭和二十二年九月十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、鳥取縣公報に登載

二、各投票所附近に掲示

但し鳥取縣公報に登載する暇のないときは

三、日本海新聞、山陰日日新聞に登載

四、鳥取放送局よりラヂオ放送

によつてこれに代える。

鳥取縣告示第四百三號

鳥取縣高等學校設置準備委員會規程を次のように定める。

